

南砺市訪問看護ステーション 身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等に関する基本方針

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。南砺市訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援・看護の実践に努めるものとする。

2 身体拘束に該当する行為

（１）障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法において、正当な理由がない場合には身体的虐待に該当する行為

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（２）介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や 腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束がもたらす３つの弊害

（１）身体的弊害

身体機能の低下や、拘束している部分が圧迫されて褥瘡が発生してしまう可能性がある。
食欲低下・心肺機能の低下・免疫力の低下などの内的な弊害がもたらされる。

（２）精神的弊害

本人や家族に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、さらに人間としての尊厳を侵すことになる。身体拘束により認知症が悪化してせん妄などを併発させる可能性がある。

（３）社会的弊害

介護サービス事業所等に対する不審感や偏見をもたらす恐れがある。本人心身機能が著しく低下した場合、QOLの低下を招くだけでなくこれまで以上に医療的処置が必要となり、家族への経済的負担にも影響をもたらす。

4 身体拘束等の適正化に向けた取り組み

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束等の適正化に取り組むため、業務委員会内虐待および身体拘束防止部門（以下「委員会」とする。）を設置する。原則として、虐待防止との同時開催（個別開催も可）とする。担当者は委員の中から管理者が任命する（虐待防止責任者と兼務可）

(2) 担当者の責務

- ① 委員会を3か月に1回以上開催とする。
- ② 職員の基礎知識の普及・啓発を図ることを目的に研修会を年2回開催する。また、職員の新規採用時にはその職員に対し随時開催する。

(3) 委員会の責務

やむを得ず身体拘束を行う場合や解除に向けたモニタリングの際に開催するチームカンファレンス内容を随時モニターし、次の内容を実施する。

- ① 身体拘束と考える具体例を考える
- ② 身体拘束等について報告するための様式を検討する。
- ③ 報告された事例を集計し分析する。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員等に周知する。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その結果について検証する。

(4) 職員の責務

- ① 身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、指定様式に従い身体拘束等について報告する。
- ② 身体拘束等の導入や適正化に向けた取り組みをチームカンファレンスで随時話し合う。話し合った内容を記録に残す。
- ③ 身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む
 - ア 利用者が主体的に行動し、尊厳のある生活を送れるよう支援する。
 - イ 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
 - ウ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。

5 身体拘束等発生時の対応

- (1) 身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお、利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束が認められているが、これは「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件をすべて満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に

実施されている場合に限る。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件を次のとおりとする。

① 切迫性

利用者又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援の方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

前号に掲げる3要件を満たす場合であっても以下の点に留意するものとする。

① 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

ア やむを得ず身体拘束を行う時には、委員会等で協議し、組織として慎重に検討し決定する。

イ 身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。委員会等で身体拘束の原因となる状況を分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を決定する。

② 利用者・家族等への十分な説明

ア 身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族等に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の期間等を説明し、十分な理解を得る。

イ 事前に利用者や家族等に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で個別に説明し理解を得る。

③ 市、関連機関等への報告・相談等

ア 身体拘束を行う場合、関係する機関等と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

イ 南砺市に報告、相談等することにより、組織的な虐待防止及び身体拘束等の防止を推進する。

④ 身体拘束等に関する事項の記録

ア 身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。

イ 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し利用者等及び家族等に報告し記録する。

ウ 具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、各施設等全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

エ 各記録は利用者等が契約終了、退去等でサービスが終了した日から5年間保管する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも閲覧できるように事業所内に備え付けるとともに、ホームページにおいても公表する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。